

富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

富士川町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成22年
富士川町条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条中「280人」を「270人」に改める。

「水火災の場合 1回につき 1,000円

第14条第1項中 警戒の場合 1回につき 800円 を

訓練の場合 1回につき 800円 」

「水火災等の災害 1回につき 4,000円（ただし、4時間未満は
2,000円） に

警戒 1回につき 1,000円

訓練 1回につき 1,000円 」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>270人</u>とする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。</p> <p><u>水火災等の災害 1回につき 4,000円</u> (ただし、4時間未満は2,000円)</p> <p><u>警戒 1回につき 1,000円</u></p> <p><u>訓練 1回につき 1,000円</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>280人</u>とする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。</p> <p><u>水火災の場合 1回につき</u> <u>1,000円</u></p> <p><u>警戒の場合 1回につき 800円</u></p> <p><u>訓練の場合 1回につき 800円</u></p>

」